

ホームページ掲載が必要な事項（施設基準、加算等）

I 療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項

1. 基本診療料

- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 機能強化加算
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算
- ・ 遠隔電子処方箋活用加算

2. 明細書発行状況に関する事項

当院では療養規則に則り、明細書を無償で交付しています。

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。

明細書の発行を希望しない患者様は会計の際、お申し出ください。

II 診療報酬点数表の算定要件

1. 情報通信機器を用いた診療に係る基準について

遠隔においても、診察から薬の処方まで一貫した診療を提供することが可能です。ただし、初診においては、向精神薬の処方はいたしませんのでご了承ください。また当院では厚生労働省の定めるオンライン診療のチェックリストに基づいてオンライン診療を行います。

2. 機能強化加算について

当院はかかりつけ医として以下の取り組みを行っています。

- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。
- ・ 保険・福祉サービスに関する相談に応じています。
- ・ 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。
- ・ 必要に応じて専門医または専門医療機関への紹介を行っています。

※各都道府県のホームページに掲載されている医療機能情報提供制度（医療情報ネット）を利用すれば、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

3. 遠隔電子処方箋活用加算

当院は電子処方箋対応機関です。

4. 電子的診療情報連携体制整備加算について

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師が診察室において、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用した診療を行う体制を有しています。
- ・薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

Ⅲ 当院でのお薬の処方について

1. 長期処方、リフィルについて

当院では患者様の状態に応じ

- ・28日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。

※なお長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

2. 一般名処方加算について

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

保険薬局において銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者様に適切に医薬品を提供するために、処方せんには医薬品の銘柄名だけでなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。お薬についてご不明、ご心配ごとがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。